

令和4年度「最上地域保健医療協議会」（書面開催）に関する意見等

報告・協議事項	御意見等	回答等
(報告 1)令和3年度病床機能報告の結果について	(意見等なし)	
(報告 2)疾病・事業ごとの医療連携体制を構築する病院の表について	(1) (委員) 最上地域においては医療体制の構築が進んでおり、専門医も増えていることが分かりました。地域の連携がさらに進むよう期待します。	(1)令和5年度に新しくなる新庄病院では、診療科が増設される計画となっており、医療体制が強化されることが期待されています。また、県としましては多職種連携など地域の医療・介護を支援する取組みを進めてまいります。
(協議 1)会長・副会長の選出について	(意見等なし)	
(協議 2)県立新庄病院の病床削減について	<p>(1) (委員) 最上地区の人口動態を踏まえ、決定機関を経て決められた病床数で、その上削減に伴う給付金もいただけるとお聞きしました。しかし、現場の意見としては、現在も病床が逼迫し、毎日の入院にも苦慮している状況で、その上急性期病床が36床も削減し、入院が必要な患者を入院させられない現状に陥ってしまう可能性があり、削減は不適切と考えます。</p> <p>(2) (委員) 在宅医（往診医）が少なく、終末期や難病の方が在宅で過ごすには不安が多い。一部の在宅医に負担がかかっているように感じる。</p>	<p>(1)新型コロナの患者の受け入れもしなければならない中、現場ではご苦労されていることと思います。病床削減に関する議論はH29年度の最上地域保健医療協議会で終えており、「県立新庄病院改築基本計画」についても同年に報告を受けているところです。今回は、新庄病院が「病床機能再編支援給付金」を申請するにあたり、改めて病床機能削減計画の承認を求めたものです。なお、御意見は担当部局にも伝えてまいります。</p> <p>(2)最上地域は医療資源が限られている中、在宅医療に取り組む方々にはご負担が増していることと思われます。なお、現在、最上管内8市町が共同して「在宅医療・介護連携拠点」を整備する計画が進んでいることから、県としましても、医療と介護をスムーズにつなげる仕組みづくりに努めてまいります。 御意見は医師会等関係機関</p>

		とも共有してまいります。
その他(自由意見)	<p>(1) (委員) 平成 27 年度の介護保険制度改正により、特養に入所できる方は、原則要介護 3 以上となり、多くの施設は、入所者の平均要介護度は 4 以上にあります。本来、特養は生活の場であるが、現状は、要介護度が高く、また医療機関の病床削減や無床化により、医療の延長線上にあり、医療措置や酸素・点滴治療を要する方も増えてきています。また、平均介護度が高くなったことに加え平均年齢も上がり、ご家族は施設で看取りを希望される方も多く、今後、更に特養は看護体制の強化、介護職員の医療に対する知識が求められ、医療と介護の連携がより重要になってきます。</p> <p>(2) (委員) 今回の協議事項には関係がないのですが、特養入所者の重度化により、毎年死亡退所される方も多く、要介護度 3 以上の待機者も減ってきています。入所要件が特例を除いた元の要介護度 1 ～ 5 に戻れば、以前のように活気のある「生活の場」に戻れるのではと考えます。それが介護人材確保の介護職の魅力発信につながるのではと思います。現状の医療の延長線上にある特養では、魅力を発信するのは簡単なことではありません。入所要件が以前に戻れば解決する課題も多くあると思います。</p> <p>(3) (委員) 名簿上、役職名の間違がありましたので訂正願います。(山形県看護協会最北支部副支部長⇒山形県看護協会最北支部支部長)</p> <p>(4) (委員) 調査できればですが、2025 年までの最上地域の高齢化の進みが他の地域(県内の他地域)とで、どのくらい違ってくるのか、予想できませんでしょうか。</p> <p>(5) (委員) コロナ禍で、入院・手術などの遅延が心配です。</p>	<p>(1)新たに整備される新庄病院の中に「患者総合サポートセンター」が整備されると共に、最上管内 8 市町が共同して「在宅医療・介護連携拠点」を整備する計画になっています。県としましても、このような動きに呼応して、医療と介護がよりスムーズにつながるようなシステム作りに努めてまいります。</p> <p>(2)御意見は、高齢者福祉所管部局にも伝えてまいります。</p> <p>(3)失礼いたしました。名簿を訂正します。</p> <p>(4)別紙「山形県の将来人口推計」を参考に添付しますので、ご覧ください。</p> <p>(5)一般医療・コロナ感染症治療が逼迫することがあるため、住民の皆様にも可能な限り「かかりつけ医」に御相談いただくようお願いしております。なお、御意見は、担当部局にも伝えてまいります。</p>